

別表（第3条関係）

1 事業区分	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり 7,550円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円</li> </ul> <p>※令和4年4月1日から令和5年3月末までに行われる派遣</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※令和4年4月1日から令和5年3月末までに行われる派遣に要する経費</p>	10/10
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	個別接種に協力する医療機関	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所</li> </ul> <p>①週100回以上の接種を4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円</p> <p>②週150回以上の接種を4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p> <p>③50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり10万円</p> <p>※同一日に①、②及び③の支援の重複は不可</p> <p>④令和4年10月以降においては、①から③の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。</p> <p>①、②の取組においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>③の取組においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	10/10

		<p>または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>・病院</p> <p>①令和4年11月までに50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり10万円</p> <p>なお、令和4年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>②特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合</p> <p>医師 1人1時間当たり 7,550円</p> <p>看護師等 1人1時間当たり 2,760円</p> <p>※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休日：日曜日及び国民の休日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p>		
--	--	--	--	--